

総合貯蓄口座取引規定

1. 総合口座取引契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 総合貯蓄口座取引

- (1) 次の各取引は、〈あきぎん〉総合貯蓄口座として利用すること（以下、「この取引」という。）ができます。
- ① 普通預金
 - ② 貯蓄預金
 - ③ 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金等」という。）
 - ④ 前記③の定期預金等を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 前記(1)①から③までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. 取扱店の範囲

- (1) 普通預金および貯蓄預金は、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口10,000円以上（ただし、中間利息定期預金および国債等の利金によって作成される預金の預入れを除く。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金等の預入れ、解約は取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも取扱います。

3. 定期預金等の満期日における取扱い

定期預金等はその預入方式に応じ、次のとおり取扱います。

- (1) 自動継続式の定期預金等
- ① この定期預金等は、満期日に前回と同一の種類および期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳記載の最長預入期限の日に期日指定定期預金として自動的に継続します。
 - ② 継続された預金についても前記①と同様とします。
 - ③ 継続を停止する場合は、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取扱店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取扱店に申出てください。
- (2) 自動解約式の定期預金等
- ① この定期預金等は、満期日に自動的に解約のうえ元利金をこの取引の普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。
 - ② 解約を停止する場合は、満期日までにその旨を取扱店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限までにその旨を取扱店に申出てください。

4. 預金の払戻し等

- (1) 普通預金または貯蓄預金の払戻し、定期預金等の解約をする場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) ただし、前記3(2)の自動解約式の定期預金等の場合はこれによらず、満期日に自動解約のうえ元利息をこの取引の普通預金に入金します。なお、入金後は定期預金・担保明細欄記載の当該預金は無効となります。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをする場合は、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. 預金利息の支払い

- (1) 普通預金および貯蓄預金の利息は、毎年2月と8月の第3金曜日の翌日に、普通預金および貯蓄預金に組入れます。
- (2) 定期預金等の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. 当座貸越

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下、「極度額」という。）は、次の金額とします。
この取引の定期預金等の合計額の90%（1,000円未満、切捨て。）または500万円のうちのいずれか少ない金額
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. 貸越金の担保

- (1) この取引に定期預金等があるときは、後記(2)の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
この取引の定期預金等には、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金等があるときは、後記8(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。
貸越利率が同一となる定期預金等が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金等について解約または（仮）差押があった場合には、前記6(2)により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
② 前記①の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、ただちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. 貸越金利息等

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の第 3 金曜日の翌日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2 年以上」の利率に年 0.5%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.5% を加えた利率
 - D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.5% を加えた利率
- ② 前記 8 (1) ①の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしただちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金等の全額の解約により、定期預金等の残高が零となった場合には、前記 8 (1) ①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- なお、この定期預金等が前記 3 (2) の自動解約式の場合は、解約にともない自動的に貸越金の利息をこの取引の普通預金から徴収するものとし、徴収不能の場合はこの定期預金等の自動解約を停止します。
- (2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。

9. 届出事項の変更、通帳の再発行

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金および貯蓄預金の払戻し、解約、定期預金等の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

10. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前四項の届け出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 印鑑照合等

この取引において払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

12. 即時支払

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があった場合
 - ② 預金者に相続の開始があったことを当行が知った場合
 - ②の2 預金者が行方不明になったことを当行が知ったとき
 - ③ 前記8(1)②により極度額をこえたまま6か月を経過した場合
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなった場合
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れている場合
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合

13. 解約等

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に貯蓄預金、定期預金等の記載がある場合で、それらの残高があるときは、別途に貯蓄預金の通帳または定期預金等の通帳（証書）を発行します。
- (2) 前記12(1)および(2)の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

14. 差引計算等

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金等を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金等の利率はその約定利率とします。

15. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) 普通預金、貯蓄預金、定期預金等その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によります。

16. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合に

は、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金が第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當することとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。